

新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書

今般発生した新型コロナウイルス感染症に対して、急激な感染拡大への不安が市民の間で急速に広まり、4月7日には「新型コロナウイルス特別措置法」に基づく緊急事態宣言が全国7都道府県で出されることとなった。さらに、茨城県においては特定警戒都道府県に位置付けられ、その後は政府の緊急事態宣言が5月25日に全国で解除されたものの、クラスターの発生が各地で報告されるなど感染症の流行は完全な収束には至っていない。そこで、本市においても第2波を見据えて各方面への対応策を図ることが大変な急務となっている。

国においては、何よりも市民の生命と健康を守ることを最優先に感染拡大の防止対策や各種産業の生き残りなどを総合的かつ強力に推進するため、スピード感ある対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 ワクチンの早期開発を実現し、治療法を速やかに確立するとともに、市民への新型コロナウイルス感染症予防及び第2波について迅速で適切な情報提供を行うこと。
- 2 マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足することのないよう必要量の確保に努めるとともに、医療機関における医療機器の整備や充実を図るなど、医療崩壊が起こらないように、現場の処遇改善を最優先に支援すること。
- 3 感染者の早期発見及び重症化防止については安全かつ速やかな医療体制の強化を図ること。
- 4 中小企業・小規模事業者・NPO団体等に対し、事業継続の為の給付金の更なる追加・新たな生活様式に対する為の設備投資など各種対策費用について積極的な支援を行うこと。
- 5 観光関連産業などのサービス業を中心とした地域経済への影響について勘案し、積極的で具体的な対策を講じること。
- 6 ものづくり企業への海外部材を主とするサプライチェーンの充実を図るとともに、生産拠点の国内回帰を促進するための適切な措置を講じること。
- 7 地方公共団体や医療機関が行う各種対策に要する費用などについて十分な財政措置を講じること。

- 8 地方公共団体におけるデジタル化推進に対し、積極的な予算措置を講じること。
- 9 クルーズ船の対応を新たに検証し、茨城港常陸那珂港区における検疫体制の強化を図ること。
- 10 義務教育課程の子どもたちが安全安心して学習に取り組めるようオンライン授業の推進と財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月17日

ひたちなか市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣